

移 民受け入れへ、国としての体系的・総合的施策を

政府が「日系定住外国人
施策に関する基本指針」発表

政府は、内閣府が開催する日系定住外国人施策推進会議において「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定し、去る8月31日に発表した。同会議は岡崎トミ子内閣府特命担当大臣（定住外国人施策）を議長に各省庁の副大臣等で構成される。これまで各省庁の局長級で構成していた「定住外国人施策推進会議」から、対象を「日系人」と明確化し、さらに前進させたものと言えそうだ。

同「指針」は、冒頭「日系定住外国人が置かれている状況と今後の対応」で、「日系定住外国人を日本社会に受け入れる体制が完全には整っていないかったことが、今回このような状況を招いた」との反省に立ち、「今後もこれらの人々の定住を認める以上、日本社会の一員として受け入れ、社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である」と記している。

「必要に迫られ」日系人定住者の受け入れ施策を実施してきた地方自治体が「外国人集住都市会議」等で再三訴えてきた「国としての体系的・総合

的な方針」を策定することの要望に応えたものであり、「日系定住外国人を日本社会の一員として受入るための施策の基本施策を策定し、それを踏まえ取り組むべき施策内容を今後具体化していく」という姿勢は、事実上、移民の受け入れへと踏み込んだものである。

「指針」は、日系定住外国人が置かれている状況を踏まえ、①日本語で生活できるために、②子どもを大切に育てていくために、③安定して働くために、④社会の中で困ったときのために、⑤お互いの文化を尊重するするために、の5つの分野について対応を考えいくことが重要であるとし、それぞれ必要な施策の目標を定めた。

今後、各府省庁で具体的な施策について検討、本年度末を目指として策定する「行動計画」に反映されることとしている。

同「指針」は内閣府が開設する「定住外国人施策ポータルサイト」より見ることができる。

<http://www8.cao.go.jp/teiju/index.html>

第51回海外日系人大会 10月20日より開催

当協会は、第51回海外日系人大会を10月20日（水）、21日（木）、22日（金）の3日間、東京都千代田区の憲政記念館他の会場で開催する。

本年度は、20日夕刻の皇族をお迎えしての歓迎交流会に始まり、2日目の代表者会議は、「日本語教育と日本文化」、「在日日系人」、「日系ユース」、「重国籍、在外選挙、年金」の4部門の分科会形式で行い、代表者会議に出席しない人は相撲部屋や建設中の東京スカイツリーなどを見学するツアーに参加する。

また3日目には在日ブラジル人学校生徒によるスピーチも行われる。外務大臣、衆参両議院議長の招待によるレセプションも例年通り行われる予定。



第50回海外日系人大会岡田外務大臣主催レセプション（外務省飯倉公館）

就労準備研修で職場見学

介護、清掃などの分野で実施

厚生労働省は、日系人求職者を対象とする「日系人就労準備研修」を実施しているが、実施団体である財団法人日本国際協力センター（JICE）からの委託を受け、神奈川県内における研修業務については、昨年に引き続き当協会が再委託を受け実施している。

すでに、大和、平塚、厚木、藤沢の各市で、16コースが実施され、のべ266名が受講している。9月29日からは新たに愛川町で、10月4日からは横浜市でも開講した。

研修は、日本語コミュニケーション能力の向上、日本の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得を目指しているが、最終的な目標は、自らが求職活動を行えるようになることである。これまで日系就労者は派遣会社を通じた製造業への就職がほとんどであったが、製造業がこれまでのように日系人を大量に受け入れる可能性は、現在の経済および社会状況下、極めて低いため、他業種への積極的な就職先の転換が求められる。



「フォローアップ研修(介護福祉)」で専門用語の習得に励む受講生

そこで、本年度の研修は1コースにつき2回、様々な職種の職場見学を実施している。

これまで、介護施設や、清掃、設備の運転保守等の現場の見学を行った。受講生の関心を最も集めているのは介護福祉で、この分野への就職、職業訓練の受講を目指す人を対象に、専門用語の習得等を目的とした「フォローアップ研修(介護福祉)」も現在厚木において実施している。



藤沢市内の介護施設を見学する「初級コース」の受講生

多

種多様な集団コース JICA日系研修で当協会が受入実施

当協会は、平成22年度JICAが実施する日系研修事業で採用された個別コース21人、集団7コース41人の、合わせて62人を受け入れるが、このうち上半期は6月27日～7月29日までのおよそ1カ月「日系農協中堅実務者職員」6人、5月30日～7月29日までの約2カ月、継承日本語教育教師研修「講師養成」6人、6月27日～9月1日までのおよそ2カ月、同「基礎Ⅰ」4人を受け入れた。

「日系農協中堅実務者職員」研修は、移住先各国で、作物の選定から生産の拡大、販路の確保、互助制度等、農業者の生活安定に重要な役割を果たしてきた日系農協の世代交代や、経済のグローバル化に伴う経営基盤の確立と強化のため、3年以上の実務経験を持つ中堅職員に対し、日本の農協の機能や事業、組織等について、講義と視察により実施する。

研修員たちは、作物と物流展開や世界の穀物事情、組合職員の人材育成、営農指導等様々な観点から農協の役割や経営について知識を深めたほか、JA広島中央会や(株)全農広島直販等関連施設への視察を行った。

継承日本語教育教師研修「講師養成」は、所属する日本語学校等で、指導的な立場にある教師を対象とし、より高い専門性を身につけるとともに、専門分野における教師養成や教師指導技術を学ぶ、同研修中の最終段階に位置するもの。対して「基礎Ⅰ」は、経験の浅い教師を対象とし、継承

日本語教育・言語教育の基礎理論から学んでもらうもので、プログラムの前半は、サンパウロのブラジル日本語センターで実施している。

農協および日本語教育教師養成に関する研修は、JICAが実施する日系研修事業のうち、最も古くから実施している集団コースである。それぞれの分野は、移住者の生活・文化に深く関わるものであり、当協会もその初期から実施について協力し、重要性を認識しているところである。

当協会では「農村婦人リーダー」6人を1月より約1カ月間、継承日本語教師研修「基礎Ⅱ」8人を12月より、「専門」6人を1月より、それぞれ約2カ月間、「幼児教育」5人を12月より約2カ月間受け入れ研修を行う。



JA広島厚生連吉田総合病院を視察する日系農協中堅実務者職員研修コースの皆さん

在日
ニッケイ人は
今…

ブラジル人在日20年

在日大使館が記念行事

去る7月に、在日ブラジル大使館が主催して「ブラジル人の日本在住20周年」を記念するイベントが行われた。日系ブラジル人をはじめとする南米からの、いわゆるデカセギの急増が、1990年の改正入管法を契機とするとの見地に立ったもので、7月29日に、かねてから日伯間で協議が進められていた社会保障協定が、カルロス・ガバス社会保障大臣と岡田克也外務大臣との間で署名されたことを受けてのもの。

7月30日に、東京都港区青山の国連大学で行われたセミナー「ブラジル人の日本在住20年」には、ガバス社会保障大臣、カスロス・ルッピ労働雇用大臣のブラジル現職閣僚2名が開会式に参加したほか、日本からも藤村修外務副大臣、細川律夫厚生労働副大臣が参加しそれぞれスピーチを行った。

セミナーは大貫大輔東海大学準教授のコーディネイトで行われ、まずアンジェロ・イシ武蔵大学準教授がブラジル側からの視点で、北脇康之東京外語大教授が日本側からの視点で、それぞれブラジル人の在日20年を総括した。

イシ氏は、この20年間でブラジルからのデカセギ者は定住化が明確となり、今後は移住者と言い換えるべきで「移民政策」こそが必要であるとし、北脇氏は、元浜松市長の経験から厚生労働省が実施した帰国支援事業や、実施中の就労準備研修等中央政府の迅速な対応を評価した。

リリアン・テルミ・ハタノ近畿大学準教授は、日本の有名私立大学や国立大学にブラジル人子弟が入学するようになった反面、母国語の喪失や、日本におけるブラジル人学校の質の問題について指摘。最後に山脇啓造明治大学教

授が、多文化共生社会基本法や担当行政組織を創設し日本社会への統合を促進する施策が必要であると結んだ。

浜松に、ブラジル「労働者の家」開設

31日には、浜松にブラジル政府が開設する「労働者の家」がオープンし、ルッピ労働雇用大臣も出席して開所式が行われた。厳しい雇用状況下にある在日ブラジル人に、自治体等が実施する職業訓練の紹介や、ポルトガル語での労働相談などを行う。また、母国の労働市場の情報も提供するなど、当協会が厚生労働省の委託を受けサンパウロで実施する国外就労者情報援護センター(CIATE)のブラジル版ともいえる機能を併せ持つ。具体的な仕事の仲介やあっせんは行わない。

「労働者の家」は10月31日まで試験的に運営し、利用状況によっては12月末まで延長し、その後の運営について検討するという。



セミナー「ブラジル人の日本在住20年」には、冒頭ガバス社会保障大臣、ルッピ労働雇用大臣、日本側は藤村外務副大臣、細川厚生労働副大臣が出席した。

賛助会員のご案内

当協会では、当協会の事業目的および活動趣旨についてご賛同いただける賛助会員を募集いたしております。会費・特典等は下記をご参照下さい。

日本国内の賛助会員には、海外日系人大会初日に開催する、皇室をお招きしての歓迎交流会にもご参加いただけます。

この機会に、ぜひとも当協会賛助会員へ加入をご検討下さいようお願い申し上げます。

海外日系人協会賛助会員

◆年会費

・国内	企業団体：1口以上	1口	30,000円／年
	公益団体：1口以上	1口	10,000円／年
	個人：1口以上	1口	10,000円／年
・海外	団体：1口以上	1口	100ドル／年
	個人：1口以上	1口	100ドル／年

◆特典

- ① 海外日系人大会レセプションのご招待(国内)
- ② 季刊「海外日系人」誌の送付(年2回発行)
- ③ 「NIKKEI NETWORK/海外日系人協会だより」の送付(年4回)
- ④ 当協会企画の南米視察・訪問団等のご案内
- ⑤ 当協会が発行する刊行物の割引

◆送金先

- ・国内 ①郵便振替 口座番号：00100-5-703428
加入者名：財団法人 海外日系人協会
- ②銀行振込（銀行名）（支店名）（普通預金口座番号）
 - 三井東京UFJ銀行 横浜 4472220
 - 三井住友銀行 みなとみらい 0110749
 - みずほ銀行 横浜 2530298
 - (口座名義) ザイ カイガイニッケイインキョウカイ
- ・海外 国際郵便為替 又は 銀行小切手
(宛先名) THE ASSOCIATION OF NIKKEI & JAPANESE ABROAD

国外就労者情報援護センター
(CIATE) 理事長

二宮 正人

日本祭りと巡回CIATE

ようやく秋に入りまして、皆様におかれましてはいかがお過ごしですか。

日本の夏は記録的な猛暑が続き、熱中症などで体調を崩されたが多數いるとの事、当地の報道でも連日TVで放映されて居りました。

当地サンパウロでは、冬の季節は終わりを告げましたが天候は安定せず1週間単位で暑さ、寒さが繰り返され、また乾期の時期もあり風邪などで体調を崩されている方も多数見受けられます。

今回は7月に開催された「フェスティバル・ド・ジャポン(日本祭り)」と8月オウリニョスで開催しました巡回CIATEを紹介します。

第13回フェスティバル・ド・ジャポン (日本祭り)

1998年ブラジル日本移民90周年を記念し、開催され日本の郷土芸能、郷土食をブラジル国民及び日系人に伝える為、ブラジル日本都道府県人会連合会主催で開催され、本年で13回目となりました。2010年度のテーマは「郷土の伝承文化」で7月16日～18日の3日間で、約19万人が入場されたとの事です。当初数年間はイビラブエラ公園で開催されていましたが、年を追うごとに規模や入場者数が増え、何度も開催場所を替えながら、現在ではサンパウロ州政府のイベント会場であるセントロ・ド・エスピジンエス・イミグランテス会場で開催されています。テーマごと文化・スポーツ広場、熟年広場、子供広場、郷土食広場、文化芸能広場などに分かれて、現在ではサンパウロの風物行事として定着されつつあり、以前に比べ非日系の人々の入場者の増加が伺えます。



フェスティバル・ド・ジャポン開会式

例年大人気の郷土食広場では、各県人会にブースが分かれ、普段日本レストランでは食べる事が出来ないようなメニューが其々の郷土料理とし提供され、出身地域の料理に舌鼓を打ち、隣に設営されている文化芸能広場のメイン舞台では50近くの団体が、郷土芸能、民謡などを披露し、終日盛り上がりを見せていました。この様な会場を見回して行くと、3世代で入場されている家族連れの方々が、即ち祖父母、息子、娘、孫で見学されている方々が、多く見受けられました。また若い人達に人気の有ったのが文化・スポーツ広場の催しました。そこでは展示やワークショップが開催され、茶道、生け花、書道、などの伝統文化と共に、漫画、アニメの紹介や、スポーツでは空手、剣道などの模範演技などが公開されておりブラジル人のカップルなどが、散見されました。

今後の益々の盛況を、一考すると各県人会の郷土料理など、食材の手当などで、日本との繋がりも有るようですが、日本各都道府県、企業などとの直接の関わりや参加等も考慮されて行くかとも思われます。

巡回CIATEオウリニョス市

まずオウリニョス市を紹介しますと、サンパウロ市より南西に約350キロ、サンパウロ州に位置し人口約12万5千人、その内3%の3,500人の日系人が住み、ミサト・トシオ市長(日系3世)が市政を運営しております。昨年6月に首都ブラジリアで行われた伯日連邦議員連盟(当時飯星ワルテル会長)の「デカセギ・セミナー」でも、オウリニョス市で行われている、デカセギ帰伯者支援策として創設されたデカセギ・センターの現状説明や、日本はブラジル人支援をしている世界で唯一の国で、帰伯者に対してブラジル政府としても手を尽くす必要があるとの認識を示されました。

今回はサンパウロ市を7時に出発、14時よりオウリニョス文化体育協会を会場に、50名以



オウリニョス市での巡回CIATE

上の人にご参集頂きました。

講演に関しまして、私が「現在の日本の経済と雇用情勢」、高原テルアキ氏が「デカセギ者の為のブラジルの所得申請」杉浦マルコス氏が「職業の適性」など各テーマで講演しました。尚、今回は会場に相談窓口を設け個別にも対応し4名の相談者が来所されました。内容につきましては日本での就労に関して2件、年金相談2件などが寄せられました。講演後の質問時間等で、18時に無事盛況の中終了しました。

今回オウリニョス市の開催に至ったのは、CIATEコラボラドールである佐藤エレーナ・マリアの要請・協力の下、開催にこぎつけた次第です。

コラボラドールとは、日本就労者生活アドバイザー(当地呼称、地域コラボラドール:ドーレスは複数形)でブラジル国内の日系人集住地域に於いて、必要な相談に応じる等CIATEの活動にボランティアで協力するスタッフの事を言い、地域の日系文化協会や有力者の推薦の下、デカセギの経験の有る人を主とし委嘱しています。年に1度各地にいるコラボラドーレスをサンパウロに集め、研修及び各地での体験発表を行い親睦を深め、その機会を一般の人にも開放し、日系人の就労に関し日伯双方の有識者、関係者の方々によるシンポジウム(セミナー)を同時開催するようになり、本年は11月初旬開催予定をしております。次回結果報告をしたいと思います。

なおサンパウロ市内では、10月3日に大統領選挙、国会上院、下院の選挙がおこなわれる為、各所で候補者のポスターが掲示され、次回掲載時には選挙結果も出ていると思います。

年金についての相談

相談センター所長 西山 厳

2010年4月から8月(5カ月間)における当相談センターが受け付けた相談件数等は次の通り。

相談者の人数は1,827人、相談件数では2,896件(前年度比6.2%減)であった。相談者1,827人の男女別内訳は、男性869人、女性958人で国別相談者数は、ペルー51%、ブラジル30%、日本14%、その他10カ国となっている。内容別にみると、通訳・翻訳が一番多く、その他生活相談、日本語学習、保険・年金・税金、労働問題、研修・奨学金、求職問題と続いている。

年金保険料

相談 17年前に日本へ働きにきました。日本で結婚し子供にも恵まれ安定した暮らしを得られたので、今後も日本で生活するつもりです。そして子供や自分の将来のために社会保険に加入する事が大切だと知って以来、厚生年金も納めています。現在働いている派遣会社では日本人従業員以外の外国人労働者は、ほぼ全員が社会保険に入っていますが、私は1年半前の入社直後に社会保険へ入れてもらいました。

1カ月ほど前、私にも「ねんきん定期便」が送られてきました。それを見ると、実際に私の給料から差し引かれていた年金保険料の半分ほどの金額が記されていました。私は1年半前から毎月32万～35万円の収入を得ており、毎月それに応じた年金保険料が引かれています。ところが送られてきた定期便によると、標準報酬月額15万円相当の保険料しか納められていなかったのです。疑問を感じ、まず社会保険事務所へ1年半分の給与明細書を持って相談に行くと、「会社の申告に基づき保険料を納めてもらっているので、給料から多く引かれている分については何もできない。会社と話し合ってほしい」と言わされました。そのあと会社に問題の件を問い合わせると間違いを認めて、早急に対処すると返事がありました。ところが、それから1カ月が経過した現在まで具体的な説明がなく、請求してもはぐらかされてばかりです。あまりの理不尽さに労働基準監督署へも相談に行きました。

ところがまた、「ここで取り扱える問題ではない」とにべもない対応で余計に腹がたちました。労働者が事業主の不正を訴える場所はないのでしょうか。自分で弁護士に依頼して民事訴訟を起こして解決しろと言うのでしょうか。私にはそのような知識も手段もありません。私はお金を返して欲しいわけではなく、会社に正しい保険料を納めて欲しいのです。

対応 一生懸命働いて得た給料の中から真面目に保険料を払っているのに、それを誤魔化されては黙って見過ごせませんね。これまで多くの派遣会社が外国人労働者を社会保険に加入させず、その分で潤っていたと聞きます。また加入を求める者には、保険料の会社負担分も本人が負担することを強要したという話もあります。そこから察するに、会社は標準報酬月額を

(財)海外日系人協会 **日系人相談センター**

■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
9:30～12:30 13:30～17:30
■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語
■電話番号 045-663-3258

実際の収入の半分(15万円)で申告し、あなたの給料からは実収入である30万円相当の保険料を天引きしていたと推測します。そうすることにより、会社の保険料負担分はゼロになる計算ではないでしょうか。作為的にやったとしたら、ずるい考えだと思うと同時に「そこまでやるか」と言いたいです。

今回、政府が始めた年金定期便の制度が不正発見に役立ったわけですが、結局それをフォローしてくれる仕組みが見当たらないことが残念ですね。他に職を得がたい現在の社会状況では、更に強く労基署等へ訴えたり弁護士に依頼することを躊躇せざるを得ないのでしょう。会社は非を認めているううなので、もう少し上司と話しを進めてみてはどうですか。最終的には民事訴訟で解決するにしても、今は会社の動きを見守るのが得策であると思います。

ブラジルの年金受給

相談 日本生まれでブラジル育ちの私は、ブラジルで約14年間の会社勤務により、社会保障費を納めていました。その後、日本人と結婚して25年前に日本へ帰国しました。ブラジルへは両親に会うため何度も戻っていますが、永住資格はどうに失効しています。

今年で61になりますが、ブラジルで収めた年金を受給できる可能性はあるでしょうか、ちなみに、25年前の引越しで当時の資料は殆ど残っていません。

対応 ブラジルの年金についてINPSのホームページで調べたところ、次のとおりです。

2009年に満60歳になった女性の場合は、年金保険料納付期間が168カ月(14年)あれば年金受給資格を得ることができます。

受給申請に必要な書類は次の通りです。

- ①INPS(社会保障機構)の登録番号又はPIS/PASEP(社会統合基金)番号
- ②RG(身分証明カード)およびCPF(納税者カード)
- ③Certificado de casamento(婚姻証明書)
- ④Carteira de trabalho(労働手帳)

①は労働手帳に記載又は留めている場合が多いです、②のCarteira de Identidadeは失効していると駄目かも知れませんが、国籍や在留資格は問われないとも聞いています。また、中には代替が可能な書類もあるかも知れませんので、どのような資料が手元に残っているか確認してください。

なお、去る7月29日、「社会保障に関する日本とブラジルとの間の協定」(日・ブラジル社会保障協定)が両国関係大臣により署名されました。この協定が効力を生ずれば、両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立することになると思いますが、本協定が発効するためには国会の承認が必要で、実施までには暫く時間がかかりそうです。

ブラジル・アルゼンチン・ペルー祭り

東京で南米3カ国の独立記念日などを祝う催しが開催された。

7月25日(日)、江東区の新木場スタジオコート新木場でNPO法人ラテン文化センターとペルー大使館の共催で「ペルー独立記念祭」が行われ、およそ1000人の在日日系人等が集った。ステージでは、8時間にわたって、サルサ、メレンゲなどラテン音楽やマリネラなどペルーの民族舞踊が披露され、屋台でペルー料理や飲み物を楽しんだ。

8月28日(土)には日比谷公園で、アルゼンチン建国200周年を祝う「フィエスタ・アルヘンティーナ」がアルゼンチン大使館の主催により開催された。小音楽堂ではタンゴやフォルクローレのショーが行われ、エンパナーダ(ミートパイ)やアサード(バーベキュー)などアルゼンチン料理やワイン、民芸品などの出店が並んだ。

規模が大きかったのは在日者の最も多



8月21、22、28、29日、9月4～7日と行われたサンパウロに春の訪れを告げる「アルジャー花祭り」で桜の切り花にやってきたベジャ・フロール(ハチドリ) ブラジル日本都道府県人会連合会 伊東信比古

日系社会 Topics

いBrazil・フェスティバルで、9月7日の独立記念日に先立ち、在日ブラジル商業会議所((川上オズワルド会頭)が主催して9月4日(土)、5日(日)の2日間開催された。

会場の代々木公園では、50を越えるブラジル料理や物販のテントが立ち並び、ステージではブラジルの人気ポップ・グループ、キッジ・アベーリヤや宮沢和史のライブが行われ、2日間の入場者数は10万人を超えた。

リアルタイムで読む日本の新聞

海外に在住する皆さん、いち早く日本の新聞を読みたいと思ったことはないだろうか。日、米、欧などで先行発売されている米アップル社のタブレット型コンピューター「iPad」向けに配信されている「産経新聞HD」は、一面からテレビ欄まで、紙の産経新聞(東京本社発行の最終版)のすべてのページをそのままのレイアウトで読むことができる。

紙面データは日本時間の午前5時ごろに配信され、「号外」も掲載される。現地のテレビや新聞ではなく、インタ

ーネットのニュースサイトでもない正真正銘の「日本の新聞」。購読料は日本円で、30日間1500円。

詳しくは下記URLで。

<http://itunes.apple.com/jp/app/id372332300?mt=8>

《賛助会員便り》

フランス ピレー千代美さん



今年12月でフランスに住み始めて31年になります。客室乗務員になりたいと就職を探していた時に

ジャパンタイムズに、フランス語または英語の素養のある方、とエールフランスの募集があり、フランス語はまったく話せなかったにもかかわらず、「やってみよう!」と応じたのがきっかけでした。4年ぐらい外をのぞいてみる機会くらいに考えていたのに、この地の人と結婚し、一姫二太郎ならぬ、一太郎二姫を授かりました。

フランスにフランス人がいなかつたら最高、と言われますが、実際にここに住んできた感想は、住みやすい、面白いといったところです。フランス人は印象・評判より愛らしい人々だと感じています。自分の感情に素直です。

フランスには少なくない数の邦人の画家、音楽家が居住しています。日本人会・県人会も活動しており、私が属している北海道人会(ポプラ会)にも芸術家がたくさんおられます。高齢化により、フランスにおける邦人のお葬式マニュエルも存在するほどです。世界各地で先人たちが勝ち得た信頼は、ここフランスでもあとから来た人々が享受させていただいている。

NIKKEI Network NO.6
海外日系人協会だより
2010 OCT.

発行／(財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1赤レンガ国際館2F
TEL : 045-211-1783 FAX : 045-211-1781
E-mail : info@jadesas.or.jp URL : www.jadesas.or.jp 編集発行人／白川 光徳



HEALTH AND LIFE INSURANCE
FOR FOREIGNERS LIVING IN JAPAN

～日本で安心して生活するためのセーフティネットとして～

日本初!外国人のための医療保険(100%保障)・生命保険

VIVAMED(医療+生命保障)

¥9500×6回払(一括払1年¥53,500)

VIVALIFE(生命保障)

¥3,800×6回払(一括払1年¥18,900)

株式会社ビバビーダメディカルライフ <関東財務局長(少額短期保険)第51号>

www.vivavida.net

vivavida

検索

0120-656-684 / 046-265-6685